

資格喪失後はこれまでの組合員資格で 保険診療を受けられません!

組合員又は被扶養者の資格喪失後は、これまでの組合員資格で保険診療を受けられなくなります。現在お持ちの組合員証・被扶養者証、資格確認書は所属所に返却し、絶対に使用しないでください。資格喪失後に保険診療を受ける際は、マイナ保険証で受診する場合を含め、**加入する健康保険が変わることを必ず医療機関等にお伝えください。**

なお、組合員資格の喪失後に公立共済の組合員証等で医療機関を受診した場合には、医療費総額の7割（一部8割）、高額療養費及び附加給付等の給付金を公立共済に返還していただきます。

医療費の返還請求に関する



Q1 医療費の返還請求はいつ頃届くの？

A1 資格喪失手続から約**6か月後**を目途に、組合員に通知します。お手元に通知が届きましたら、速やかに返還してください。

Q2 返還した後の医療費はどうなるの？

A2 新たに加入した健康保険組合に療養費の請求ができます。手続や期限などの詳細は、請求先の健康保険組合にお問い合わせください。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827